

運営規定

医療法人北光会 朝里中央病院

「ハートケア朝里 居宅介護支援・訪問介護事業所」

運営規定

（事業の目的）

第1条 ハートケア朝里 居宅介護支援・訪問介護事業所が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）（「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある者に対し、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように指定介護訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- （1）この事業所が実施する事業は、利用者が在宅において自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るように、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴・排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯等に関する相談及び助言ならびにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- （2）事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- （3）事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保険医療サービス及び福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ハートケア朝里 居宅介護支援・訪問介護事業所
- （2）所在地 北海道 小樽市 新光1丁目 22番 13号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 従業者は、指定訪問介護と指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を兼務

し、サービス提供にあたる。

- (1) 管理者 1 名 (介護福祉士・常勤兼務)

管理者は、この事業所の従業者の管理者及び業務の管理を一元的に行うものとする。自らも業務に支障のない限りサービスの提供にあたる。

- (2) サービス提供責任者 5 名 (介護福祉士・実務者研修修了者・常勤兼務)

サービス提供責任者は事業に対する指定訪問介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用申し込みによる調整、従業者に対する技術指導、訪問介護計画作成、予防訪問介護計画作成及び説明を行ないサービスの提供にあたる。

- (3) 従事者 60 名以上

(介護福祉士・実務者研修修了者・初任者研修修了者
・基礎研修修了者・訪問介護員養成研修課程修了者)

従業者は、居宅介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜までとする。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時迄とする。

- (3) 転送電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

- (4) サービス提供時間・計画に基づき、必要な時間に必要なサービスが提供されるようにいたします。

(指定訪問介護・指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料については、厚生労働省が定める基準によるものとする。

当該指定訪問介護・指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が法定代理受領サービスである時は、身体介護・生活援助については介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合を乗じた額とする。

(業務内容) (1) 身体介護に関する内容

1. 食事の介護
2. 排せつ介助
3. 入浴介助
4. 体位交換
5. その他日常生活を営むために必要な身体介護

(2) 生活援助等に関する内容

1. 調理

2. 洗濯
3. 掃除
4. 買い物
5. その他日常生活を営むために必要な生活援助

(3) 訪問介護予防・第1号訪問事業

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の実施地域は、小樽市内とします。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者は、現に居宅介護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第9条 提供した指定訪問介護・指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

事業所は、提供した指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関し、法の定めるところにより、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から助言を受けた場合は、速やかに改善を行なうものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訪問介護員の質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回

- 2 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者で亡くなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当該法人の理事長が定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 12 条 指定訪問介護〔訪問介護相当サービス〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（付 則）

この規定は、平成19年 3月26日から施工する。

平成22年	10月	1日改正
平成26年	2月	1日改正
平成27年	1月	13日改正
平成27年	4月	1日改正
平成27年	12月	1日改正
平成28年	4月	1日改正
平成29年	4月	1日改定
平成30年	4月	1日改定
平成31年	2月	1日改定
平成31年	4月	1日改定
令和2年	4月	1日改定
令和3年	4月	1日改定
令和5年	4月	1日改定
令和6年	8月	1日改定
令和6年	11月	1日改定
令和7年	1月	1日改定
令和7年	7月	1日改定